

2017年10月20日

収益認識会計基準早朝読書会

公認会計士 結城 秀彦

公認会計士 藤井 淳一

公認会計士 山田 知輝

公開草案－収益認識に関する会計基準（案）等に対するコメント

企業会計基準委員会御中

公開草案－収益認識に関する会計基準（案）等に対するコメントを以下の通り提出させていただきます。ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

質問 1 :

同意します。

（コメント）

連結財務諸表のみに適用する場合、連結処理の過程で重要性の適用により、一部の構成単位において本会計基準等の適用が省略されることが想定されます。しかしながら、個別財務諸表に、この会計基準等を適用することは、この会計基準の想定する会計処理を帳簿記帳レベルで会計実務に幅広く普及させる結果となり、結果として、連結財務諸表における会計基準の適用の精度を向上させることとなり、合理的であると考えます。

ただし、個別財務諸表に適用することとした場合、日本には中小企業が多く、その実情を反映して、中小企業向けの会計基準が整備されています。したがって、中小企業については、中小会計基準が優先して適用されるのか否か、収益認識に関する基準に規定すべきか否かをご検討下さい。

質問 2 :

以下のコメントがありますが、同意します。

（コメント）

会計基準の第 3 項 (4) の交換取引に関する規定については、会計基準の第 99 項で補足説明がされています。このように会計基準に関して補足説明がある場合、リファレンスを記載するなど、読者の理解の向上を図ることをご検討下さい。

質問 3 :

以下のコメントがありますが、同意します。

(コメント)

会計基準の「結論の背景」セクションの第 102 項に記載されている IFRS15 号の契約コストの適用に関しては、「会計基準」セクションに規定されていないと思われます。その点を会計基準の本文で明確にすることをご検討下さい。

また、会計基準の第 102 項で、IFRS15 (契約コスト) を原則として対象外とする理由として、日本基準と IFRS との違いを挙げていますが、この収益認識の基準で想定している契約コストの概念及び範囲がそもそもどのようなものなのかについて明確に解説することをご検討下さい。

質問 3-1 :

以下の 2 つのコメントがありますが、同意します。

(コメント)

(1) 5 つのステップに基づき、収益が認識測定されることになり、基本的には、ステップ 1 から 5 に従い、順番に検討されることが想定されます。一方、会計実務的には、ステップが進むと、前のステップの決定内容が妥当であったかの再検討が必要となる場合 (取引価格の配分のステップで、履行義務の識別漏れが判明するなど) もあると考えられるため、この 5 つのステップは必ずしも直線的に進行するものではないことを結論の背景に記載することをご検討下さい。

(2) 会計基準第 15 項の但書きに記載されているグルーピングの具体例の説明を追加することをご検討下さい。会計基準の第 93 項にも規定されていますように、個別財務諸表の会計処理は税務処理にも影響しますので、その観点からも具体例の説明の追加をご検討下さい。

質問 3-2

同意します。

質問 3-3

以下のコメントがありますが、同意します。

(コメント)

本人と代理人に関して、会計基準第 118 項では、資産に関する説明として“瞬間的”という用語で説明しています。一方、適用指針第 44 項 (本人・代理人に関する規定) では“一時的”という用語で説明されています。本人か代理人かを判断する際には、“瞬間的”・“一時

的”の関係をどう考えれば良いのか、について結論の背景に記載することをご検討下さい。
また、“瞬時的”“一時的”とはそれぞれどのような状態か、どのように異なるのか、具体的な説明の記載をご検討下さい。

質問 4

以下のコメントがありますが、同意します。

(コメント)

公開草案では個別の会計処理ごとに重要性を規定することとしています。

しかしながら、これとともに、収益認識の会計処理に共通する包括的な重要性に関する概念、考え方についても定めておくことが必要と思われるのでご検討下さい。

また、このような共通・包括的な重要性に関する規定についてご検討いただく場合には、重要性の適用が広く行われる結果、その濫用による会計基準等の潜脱が行われることも想定されるので、その防止のため、重要性の適用が認められない会計処理について明確に規定することも併せてご検討下さい。

質問 5～6-2

同意します。

質問 7-1 及び 7-2

以下のコメントはありますが、同意します。

(コメント)

(1) 我が国に特有な取引等の設例についての設例全般の留意点についての箇所に、“IFRS15号を適用する場合には、結果が異なり得る”、と記載されています。しかしながら、なぜ、どこがこれらの会計処理が IFRS15号と異なるのか、その理由が記載されていません。設例の解説の中には適用指針の規定を参照しているものとしていないものがありますが、それらの箇所においても、とくに IFRS の会計処理との差異は説明されておらず、説明が十分でないように思われます。また、この会計基準等が国際基準に比べて異質なものであるかの懸念・疑念を惹起するようにも思われます。

このような記載を行うのであれば、本コメントへの対応結果として、“IFRS15号を適用する場合には、結果が異なり得る”ことを記載している理由を明らかにしていただくとともに、IFRS との差異内容を明確にする記載を追加していただくことをご検討願います。あるいは、上記のような懸念・疑念を払拭するため、この記載の削除をご検討願います。

- (2) 設例 14 に、“マイルストーン”という用語を用いて説明がされていますが、必ずしも日本語として定着しているものではないと考えます。説明を簡潔にするためにマイルストーンという用語を用いることはやぶさかではありませんが、例えば“マイルストーン(支払のための履行要件及び金額。例えば、契約時 xxx 円、引渡時 xxx 円といった取決め)”といった記載を追加することをご検討下さい。
- (3) 設例 29 消化仕入取引に類似するものとして、書籍に係る返品条件付の仕入・販売取引が想定されるが、書籍に係る返品条件付の取引についても同様の取引が適用されるのか、又は異なる処理が行われることも想定されるのか、説明の追加をご検討願います。
- (4) 設例 30 に、“コストオン取引”という用語を用いて説明がされています。このコストオンという用語は、一般に共通の理解が得られている語ではなく、唐突感を禁じ得ないように思われます。“コストオン取引”の意味するところを説明するような定義説明の追加をご検討下さい。
- (5) 設例 33 で、工事損失引当金が説明されています。収益認識の会計基準等であるにもかかわらず、引当金に関する設例を収益認識の会計基準等に含めることには唐突感があります。適用指針第 142 項への参照を追加し、この収益認識の会計基準等において工事損失引当金の取扱いを行うこととしていることを明らかにすることをご検討願います。

質問 8

上記に記載したコメントを除きまして、コメントはありません。

以上